

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	7	提案日	第 7 回 協議会	確認日	第 8 回 協議会
			平成 1 6 年 1 2 月 1 1 日		平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日
協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い（その 2）			関係項目	
調整方針 （案）	<p>議会議員の定数等検討小委員会の報告を尊重し、正副会長会に一任する。</p> <p>1 2 月 2 8 日に行われた正副会長会協議の結果、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律の規定による議会の議員の定数及び在任に関する特例を適用せず、地方自治法第 9 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定数を 2 6 人とする。</li> <li>・公職選挙法第 1 5 条及び公職選挙法施行令第 9 条の規定に基づき、新市の設置選挙に限り、現在の市町村を単位に選挙区を設けるものとする。選挙区の定数は現在の伊那市区域 1 8 人、現在の高遠町区域 5 人、現在の長谷村区域 3 人とする。</li> </ul> <p>2 期目以降の議員定数については、削減の方向で検討する。</p>			協議結果	方針案のとおり
関係資料	別紙のとおり。				